

5.

働いていて困ったときは

働く中で、様々な疑問や心配、トラブルが生じた際の相談窓口をご紹介します。



(1)労働問題に関する相談

- ・千葉県労働相談センター（県庁本庁舎2階） 電話043-223-2744
※毎週月～金曜（祝日・年末年始を除く）
来所（要予約）又は電話による相談
9:00～20:00(17:00～電話相談のみ、最終受付時間は19:45)
弁護士による特別労働相談（原則、毎月第1・3金曜。要予約）
働く人のメンタルヘルス特別労働相談（原則、毎月第4水曜。要予約）
千葉市中央区市場町 1-1
- ・松戸市労働相談（松戸市勤労会館内） 電話 047-365-9666
※毎週月・木曜（第3木曜・年末年始は除く）17:00～20:00 松戸市根本8-11
- ・千葉労働局 柏総合労働相談コーナー 電話 04-7110-7971
柏市柏255-31(柏労働基準監督署内)

(2)男女の均等な取扱いなどに関する問題 (職場の男女差別、セクハラ・パワハラ・マタハラ、 妊娠・出産育児・介護等の不利益、育児・介護休業制度、パートタイム労働者の均衡処遇等)の相談

問い合わせ 千葉労働局 雇用環境・均等室 電話043-221-2307
千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎1階

(3)雇用保険の手続

雇用保険とは、労働者が失業した時、その生活の安定と求職活動を容易にするために必要な手当の支給を行う制度です。

問い合わせ 八ローワークまつど（松戸公共職業安定所）

松戸市松戸 1307-1 松戸ビル 3F 電話 047-367-8609

月～金曜日 8：30～17：15（土曜・日曜・祝祭日・年末年始は休み）

(4)社会保険（健康保険・厚生年金保険）の相談

健康保険とは、事業所で働く人（被保険者といいます）や、その家族が病気やけがをした時、不幸にして死亡した時、また出産をした時に必要な医療の給付や手当てなどの給付を行う制度です。

厚生年金保険とは、一定の年齢に達した場合、病気やけががもとで障害者となったり、また不幸にして死亡した場合に年金や一時金の支給を行う制度です。

問い合わせ 松戸年金事務所 電話 047- 345-5517（代表）

松戸市新松戸 1-335-2

年金に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ

電話 0570-05-1165（イイロウゴ）

050から始まる電話でおかけになる場合は 電話 03-6700-1165

健康保険の給付や任意継続加入の問い合わせは

全国健康保険協会千葉支部 電話043- 382-8311（代表）

千葉市中央区 新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2F

又はご加入の健康保険組合へ

(5)労災保険の手続

労災保険とは、労働者が仕事上でけがをしたり、病気になったり、不幸にも死亡したり、あるいは通勤途中に災害にあった場合に必要な給付を行う制度です。

問い合わせ 柏労働基準監督署 電話 04-7163-0248

(6)税金に関する相談

・所得税について 松戸税務署 電話 047-363-1171

松戸市小根本 53-3

・住民税について 松戸市役所 市民税課 電話 047-366-7322